

令和8年御嵩町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 令和8年3月3日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和8年3月3日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第7号 教員長の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第8号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第9号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第10号 令和8年度御嵩町一般会計予算について
 - 議案第11号 令和8年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第12号 令和8年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第13号 令和8年度御嵩町介護保険特別会計予算について
 - 議案第14号 令和8年度御嵩町水道事業会計予算について
 - 議案第15号 令和8年度御嵩町下水道事業会計予算について
 - 議案第16号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第15号）について
 - 議案第17号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
 - 議案第18号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第19号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
 - 議案第20号 御嵩町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第21号 御嵩町職員等の旅費に関する条例の制定について
 - 議案第22号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第23号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第24号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第25号 御嵩町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第26号 御嵩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第27号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第28号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議事日程第1号

令和8年3月3日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 町長の施政方針の発表

日程第4 諸般の報告

議長報告 2件

(1) 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和7年11月分から令和8年1月分まで）

(2) 議員派遣報告書

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明 23件

議案第7号 教員長の任命につき同意を求めることについて

議案第8号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第9号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第10号 令和8年度御嵩町一般会計予算について

議案第11号 令和8年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第12号 令和8年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第13号 令和8年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第14号 令和8年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第15号 令和8年度御嵩町下水道事業会計予算について

議案第16号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第15号）について

議案第17号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第18号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議案第19号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第5号）について

議案第20号 御嵩町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 御嵩町職員等の旅費に関する条例の制定について

議案第22号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第23号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 御嵩町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第26号 御嵩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案の審議及び採決 7件

- 議案第7号 教員長の任命につき同意を求めることについて
- 議案第8号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第9号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第16号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第15号）について
- 議案第17号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第18号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第19号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第5号）について

出席議員（11名）

議長 高山 由行	2番 広川 大介	3番 山田 徹
5番 可児 さとみ	6番 鈴木 秀和	7番 清水 亮太
8番 奥村 悟	9番 伏屋 光幸	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠 員 (1名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 辺 幸 伸	副 町 長	筒 井 幹 次
教 育 長	奥 村 恒 也	総務部長兼 庁舎整備室長	山 田 敏 寛
企 画 部 長	岡 本 拓	民 生 部 長	中 村 治 彦
建 設 部 長	早 川 均	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	高 木 雅 春
総 務 課 長	土 谷 浩 輝	企 画 課 長	荻 曾 弘 太 郎
まちづくり課長	栗谷本 真	税 務 課 長	丸 山 浩 史
住民環境課長	金 子 文 仁	保 険 長 寿 課 長	日 比 野 克 彦
福祉子ども課長	瀬 瀬 泰 浩	農 林 課 長	大 久 保 嘉 博
上下水道課長	木 村 公 彦	建 設 課 長	古 川 孝
亜炭鉱廃坑 対策室長	有 国 敦 夫	会 計 管 理 者	塚 本 政 文
生涯学習課長	渡 辺 一 直		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	日比野 浩 士	議 会 事 務 局 書 記	井 上 美 佐 子
--------	---------	------------------	-----------

開会の宣告

議長（高山由行さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

したがって、令和8年御嵩町議会第1回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任、または囑託を受けた者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願ひします。

なお、中日新聞社様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 清水亮太さん、8番 奥村悟さんの2名を指名します。

会期の決定

議長（高山由行さん）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月4日の議会運営委員会において、本日より3月19日までの17日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より3月19日までの17日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定のとおり行いたいと思いますので、お願ひします。

町長の施政方針の発表

議長（高山由行さん）

日程第3、町長の施政方針の発表を行います。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

おはようございます。

本日は、令和8年御嵩町議会第1回定例会を招集させていただきましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

令和8年度当初予算をはじめ、数多くの重要な案件につきまして御審議を賜ります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和8年度の施政方針を述べるに当たり、まずは昨今の情勢について触れたいと思います。

令和8年3月現在、国内外の経済環境は依然として変動が大きい状況にあります。特に物価高騰の影響は多くの家庭に重くのしかかっており、ガソリン価格の低下など一定の負担軽減が見られるものの、食品や生活必需品の価格は依然として高止まりをしております。

このような経済状況が続く中で、本町でも国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した各種事業を実施しておりますが、引き続き町民生活への影響を注視しながら、暮らしを支える取組をより多角的に進めていけるよう努めてまいります。

また、気候変動による自然災害のリスクが年々増加し、昨年も全国各地で自然災害が多く発生をいたしました。本町もその影響を受ける可能性があり、防災・減災対策の強化は急務であります。

昨年は、各種災害協定を締結するとともに、マルモビや組立て式給水タンクなどの備品導入を積極的に行いました。

町民の皆様の安全を守るためには、災害時に迅速に対応できる体制の構築が必要不可欠であります。そのため、引き続き各種施策を展開するとともに、町民一人一人が防災意識を高め、災害時に備えた行動ができるよう啓発活動を中心とした取組を推進してまいります。

そして、少子高齢化が進む中で、地域社会の活力を維持するためには、若い世代の定住促進とともに、子育て支援策や高齢者福祉の充実が重要な課題となります。若者が安心して生活でき、子育てしやすい環境を整備するとともに、高齢者が地域で支え合いながら自立した生活を営むための施策が求められております。

また、誰もが暮らしやすい町をつくり上げていくためには、町民一人一人の協力と連携が必要不可欠であります。地域の特性を生かしながら持続可能で安全・安心なまちづくりを進めていくため、今後も町民の皆様と共創の取組を広げてまいります。

それでは、町政をめぐる諸課題についての所見や報告とともに、令和8年度の施政方針について御説明を申し上げます。

まず初めに、御嵩町第六次総合計画について申し上げます。

本町では、昭和50年に町政運営の礎となる御嵩町総合計画を策定して以来、未来を見据えた町づくりに真摯に取り組んでまいりました。

令和8年度からは、人口規模が縮小時代にあっても、町民の皆様が誇りを持って暮らすことができる持続可能な町を目指すため、行政計画の最上位計画として、中長期的な基本構想、基本計画を定める御嵩町第六次総合計画を始動させます。

この計画におきましては、町制施行70周年で掲げた継住開来という言葉にも通ずる姿勢として、今の本町をつくり上げてきたふるさとの恵み、歴史、文化、風土を継承し、新たな未来を切り開くという意味を込めて、長く続く、嵩（たか）く積むというスローガンを町の将来像に掲げ、町政を押し進めていくこととしております。

また、第3期「みたけ創生!!総合戦略」やSDGs推進計画を内包しており、地方創生に向けた実効性の高いまちづくり、持続可能なまちの実現を目指してまいります。

続きまして、名鉄広見線新可児駅－御嵩駅間の存廃問題について申し上げます。

当該線区につきましては、令和5年度から国土交通省、岐阜県、名古屋鉄道株式会社、沿線の御嵩町、可児市、八百津町による勉強会を開催し、今後の当該線区の在り方について議論を重ねてまいりました。そして、令和7年8月には沿線3市町としてみなし上下分離方式による鉄道存続の方針を掲げ、令和9年4月からの移行を目指して、私自身も直接沿線市町や名鉄と相対しながら協議を進めてまいりました。

しかしながら、人件費や物価の高騰に伴う維持管理費や設備投資額の増加などにより、当初に自治体が負担すると想定しておりました試算額を大幅に上回る見込みであることなど、協議は非常に難しい、厳しい状況となっております。

そのような中、現在、沿線自治体としての当該線区の費用負担に関する考え方や鉄道を基軸としたまちづくりにつきまして、名鉄に示しているところでございます。

目標としておりました令和9年4月からの移行を見据え、必要な手続や準備を進めていくことを念頭に置きますと、協議もいよいよ大詰めとなります。本件につきましては、地域にとって影響が大きい問題でございますことから、今後進展がありましたら御報告をさせていただきますと思います。

リニア中央新幹線事業における発生土置場計画の協議状況について申し上げます。

瑞浪市大湫町における水位低下発生を受け、令和6年5月より本町における発生土置場協議を一時中断しておりましたが、この1月に当該事案に関するJR東海からの報告書が提出されたことなどから、協議を再開することといたしました。

一方で、瑞浪市大湫町における水位低下事案に関しましては、現在も県環境影響評価審査会などで審議がされておりますので、引き続き動向を注視してまいります。

発生土置場協議に関しましては、従来からお伝えしておりますとおり、発生土置き場計画審議会の答申を踏まえた本町の主な協議方針、1つ目として要対策土の現計画による恒久処分は認めない、2つ目、盛土の安全性のチェック監視体制の構築、3つ目、J R 東海と協議、協力しながら環境保全対策を進めるに沿って、引き続き粘り強く協議に臨んでまいります。

新庁舎等整備事業について申し上げます。

昨年12月の第4回定例会におきまして、大和リース株式会社を代表企業とするグループ企業体との本契約締結に係る議決をいただき、本契約を締結いたしました。現在は、DBO事業のうち基本設計業務を進めている段階でございます。法令手続の申請許可が下りた後に建設予定地の用地購入、基盤造成事業を進めてまいります。

また、12月には第2回目となる町民ワークショップを開催し、町民ロビーやエントランス、防災広場などの利活用について熱心に御議論をいただき、にぎわいの創出や憩いの空間に関する具体的なイメージの共有を図ることができました。頂戴いたしました御意見やアイデアにつきましては、現在進めております基本設計、さらには実施設計の中で検討を進めてまいりますとともに、御参加いただきました皆様には改めて御礼を申し上げます。

そして、仮設庁舎事業につきましては、来庁者や職員の安全を確保するため、仮設庁舎や北庁舎などへの庁舎機能移転を進めております。この3月から、まちづくり課、学校教育課、生涯学習課の3課につきましては、先行してそれぞれ中山道みたけ館、防災コミュニティセンターへ移転いたしました。町民の皆様には庁舎機能の分散により大変御不便をおかけいたしますが、何とぞ御理解をいただきますようお願い申し上げます。

亜炭鉱廃坑対策、旧鉱物対策事業について申し上げます。

地下の亜炭層や亜炭鉱跡の空洞の有無を確認する地盤脆弱性調査では、一部の計画地では既にボーリング作業を終えており、1月27日に開催いたしました第三者委員会におきまして、工事実施の必要性やその範囲について判定を受け、現在防災工事の設計に取り組んでいるところでございます。調査が完了していない計画地につきましても現在順調に作業を進めており、遅くとも5月中には第三者委員会の判定を受ける予定でございます。

現在施工中の防災工事につきましては、第前4期伏見・比衣地区では充填工の削孔が完了し、現在は充填を開始しており、対象区域の皆様のお協力もあり順調に作業を進めております。第前5期顔戸地区におきましては、2月27日に完成し、また一つ地域の皆様の安全・安心が向上したところでございます。

本事業につきましては、いずれの計画地につきましてもおおむね計画どおりに進捗しており、今後も着実に事業を進めてまいります。

交流人口、関係人口の拡大について申し上げます。

令和8年度は、3つのテーマによりまちづくりを進めてまいります。

1つ目は、知恵を絞り、実現に向けて一步を踏み出すことでもあります。

具体的な取組として、これまで副業人材活用事業として進めてまいりました本町の魅力、アイデンティティーをさらに明確化するため、関係人口郷土愛醸成推進事業として展開をしてまいります。本町ならではの価値や強みを言葉として整理し、ブランドロゴ、キャッチコピーなどを作成し、町の認知、興味喚起、訪問意欲を高めるための各種施策に使用していくとともに、町民の皆様の誇りや結束力の醸成を進めてまいります。

次に2つ目は、共に考え、共に進むことでもあります。

具体的な取組として、都市部の中学生を本町に招き滞在してもらう中で、地域の大人との交流、体験などを通じて将来を考えるきっかけを提供するみたけ未来ファミリー滞在学習事業を実施してまいります。参加する都市部の中学生にとっては魅力ある大人や生き方に触れる学びの場であり、町民の皆様にとっては人と人との関係を育てていく取組として、共に前へと進んでいくための事業として実施してまいります。

そして3つ目は、過去のよきものを継承しながら新たな時代を切り開き、町の未来を築くことでもあります。

具体的な取組として、願興寺本堂修理事業の完成を見据えた宿場町リスタート事業に着手してまいります。御嶽宿内の空き家などを活用したワークショップの開催、中山道や願興寺を語る人材を育成するガイド養成講座、願興寺の利活用を想定したワークショップの開催、そして電動アシスト自転車を活用した中山道の回遊実証実験などを予定しております。これらの取組を町民の皆様と共に知恵を出し合い、推進していくことで、周辺地域が動き始めているという実感を町内外に広げ、御嶽宿全体、さらには町全体のにぎわい創出につなげてまいります。そして、地域に愛着を持って関わる関係人口の増加と観光などで訪れる交流人口の増加を目指しながら、本町の未来を描いていけるよう丁寧に取り組んでまいります。

御嵩町環境フェア及び森と木と水の環境教育事業について申し上げます。

先月22日に開催いたしました御嵩町環境フェアにおきましては、多くの皆様に御来場いただき、大盛況のうちに終えることができました。議員各位をはじめ、関係者の皆様の御協力に厚く御礼を申し上げます。

当日は、環境をテーマにした体験ブースや各種団体、企業の取組に関する展示を通じ、子供から高齢者までが熱心に交流する姿が見られました。

この環境フェアは、町民一人一人が環境問題を自分事として捉え、本町の豊かな自然を次世代へつなぐ意識を高める貴重な機会になっていることを改めて実感をいたしました。今後もこうした啓発活動を継続していくことや環境教育事業を充実させていく必要があると考えており

ます。

その一つとして、本町の豊かな山林資源を次世代へ引き継ぐための独自の木育モデル、みただけ木育アプローチを推進してまいります。

本事業の大きな目的は、町面積の約6割を占める森林を単なる風景としてではなく、町民一人一人が愛着と誇りを持つシビックプライドへと昇華させることにあります。これまで実施してきました植物・野鳥観察会やグリーンウッドワーク講座などに加え、令和8年度からは新たに講師を地域へ派遣する出張型講座を開始いたします。保育施設や地域のサロン、環境団体の下へ直接出向くことで、世代を問わずライフステージに応じた木との触れ合いを町全体に波及させていく考えでございます。

また、この講座は、町民の皆様の声を直接伺う対話の場としても活用いたします。一時的な体験にとどまることなく、双方向のコミュニケーションを通じて資源の価値を再認識いただき、将来的には活動を支えるみただけ木育サポーターの育成へとつなげてまいります。

木を使い、山を学び、人を育てる、この循環を御嵩モデルとして確立し、誰もがこの町に住んでよかったと実感できる誇りあるまちづくりを力強く進めてまいります。

伏見小学校大規模改造事業について申し上げます。

昨年12月23日に本校舎の引渡しを受け、その後の引っ越しを経て、本年1月7日の始業式からは装いも新たになった教室で希望に満ちた3学期をスタートさせております。工事は最終段階に入っており、これまで学びを支えてくれた仮設校舎の解体が無事完了いたしました。

現在は遊具の設置やグラウンド整備を進めており、整備期間中においてはグラウンドの使用に制限が生じ御不便をおかけしておりますが、引き続き安全第一で作業を進めてまいります。全ての工事を3月25日の卒業式までに完了させ、整った環境の下、卒業生が輝かしい未来へと進む門出を祝福したいと考えております。

学校給食費の改定について申し上げます。

昨今の記録的な物価高騰は、学校給食の現場にも深刻な影響を及ぼしております。特に令和8年度におきましては、主食であるお米の価格が前年度の2倍に達する見込みとなるなど、子供たちに質の高い安全で安心な給食を提供し続けるためには、学校給食費の値上げは避けて通れない状況でございます。

しかしながら、本町独自の負担軽減策を大胆に推進することに加え、国や県の補助金を最大限活用することにより、中学校に関しては1食当たりの増額幅を30円に抑え、小学校に关しましては実質負担額ゼロ円、すなわち完全無償化を実現してまいります。

困難な社会情勢の中にあっても、本町は子育て支援の手を緩めないという強い意志を持って教育環境の充実を前進させるとともに、給食を生きた教材として食育をさらに進展させてまい

ります。

放課後児童クラブについて申し上げます。

本町の放課後児童クラブは、平日は児童の下校時から、土曜日や夏季、冬季などの休業日は午前7時30分からいずれも午後6時までを開設時間とし、利用料は月額5,000円の通年利用として運営してまいりました。しかしながら、就労形態の多様化などにより、保護者の方から時間延長や夏休み期間のみの利用を求める切実な声が従前より寄せられているところでございます。

こうした要望に真摯に応え、利便性をより一層向上させ、子育てと就労の両立を支援するため、開設時間の延長、利用区分の新設、これらに併せて利用料金の設定について見直しを図ることといたしました。本町の子育て環境を多様なニーズに即した運用により充実したものへとつくり変えるとともに、持続可能な運営を進めてまいります。

重要文化財願興寺本堂修理事業について申し上げます。

本年度の重要文化財願興寺本堂修理事業は、屋根工事を中心に進めており、昨年12月にはガルバリウム鋼板による屋根のふき替えが完了いたしました。また、これと併せて建具工事といたしまして欄間の作製や板戸の補修なども進めております。さらに、本堂修理事業と並行して本堂の防災施設工事も実施しております。この工事では、火災発生に備えた警報設備や消火設備の更新に加え、防犯設備の新設などを行い、防災体制の強化を図っているところでございます。

そして、願興寺の建立以来初となる全解体による本堂修理事業の状況を後世に残すため、重要文化財願興寺本堂修理工事記録誌の作成も進めているところでございます。歴史的、文化的に価値の高い願興寺を将来にわたり伝えていくため、今後も有識者の助言をいただきながら丁寧に取り組んでまいります。

令和8年度は本年度に引き続き、願興寺本堂を覆う素屋根の解体工事とともに基礎工事や建具工事などを進める予定でございます。昨年度と同様、本町の貴重な財産である願興寺を町民の皆様をはじめ多くの方々に知っていただくため、見学会の開催も計画しております。

本町における文化財修理といたしましては、これまでに例のない事業であるため、今後も慎重に事業を進め、令和8年度中の完成を目指してまいります。

誰もが地域で安心して暮らし続けることができる支え合いのまちづくりについて申し上げます。

全国的に孤立やひきこもり、8050問題など、福祉の単一の分野では解決が困難な課題が増加しており、本町においてもこれらの課題解決のための体制づくりが求められているところでございます。

これまでも複雑な課題を抱える方の相談に応じるため、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、こども家庭センターを集約し、相談窓口の一本化を図ってまいりましたが、これをさらに推し進め、複雑化、複合化する福祉課題に寄り添い、制度のはざまに取り残されることがないように重層的支援体制整備事業を実施いたします。

この事業では、既存の相談支援の枠組みを強化し、断らない相談支援を徹底いたします。属性を問わず丸ごと受け止める体制を構築するとともに、本人や家族が地域とのつながりを再構築できるような支援を一体的に推進してまいります。困ったときは御嵩町に相談すれば必ず誰かが手を差し伸べてくれるという安心感を町民の皆様にも実感していただける体制を整えてまいります。

また、少子化対策と子育て支援の充実も最優先課題の一つであります。

令和8年度からは、保護者の就労状況に関わらず、子供を預けることができる乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度を開始いたします。このことにより今まで保育園などを利用していない3歳未満の子供につきましても、保育園などの空き状況に応じて1か月当たり10時間まで時間単位で子供を預けることができるようになりますので、多くの方に本事業を活用していただきたいと思っております。

国民健康保険事業について申し上げます。

国民健康保険制度は、平成30年度から広域化され、都道府県が財政運営の中心的な役割を担っております。都道府県が運営方針を策定し、市町村が運営方針に基づいて国民健康保険事業の運営に当たっておりますが、加入者数の減少や高齢化、医療の高度化による医療費の上昇傾向により、財政状況は大変厳しい状況となっております。

こうした状況の中、本町では平成24年度以来国民健康保険税率の改正を行っておりませんが、国民健康保険事業の健全な運営を維持するとともに、岐阜県の運営方針に基づいて県内の保険料水準の統一を進めていく必要があることから、加入世帯の負担が過度とならないよう配慮しながら令和8年度から税率の改正をいたします。

また、令和6年の子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、子育て支援の拡充のため、全世代、全経済主体が令和8年度から医療保険の保険料と併せて子ども・子育て支援金を拠出することとされたことから、国民健康保険税に子ども・子育て支援金分が上乗せされることとなります。国民健康保険に加入している皆様には御負担をおかけいたしますが、国民健康保険事業の安定的な運営及び実効性のある少子化対策を支えるため、御理解と御協力をお願いいたします。

有害鳥獣捕獲事業について申し上げます。

全国では熊による人的被害、農作物被害が多数発生しております。町内でも熊かもしれない

といった目撃情報はございますが、今のところ痕跡調査などにより熊と断定するに至った事案はございません。しかしながら、近隣の八百津町、瑞浪市、土岐市では熊と断定された事案もあり、これらの地域とは山林が接していることから、本町にもいつ出没してもおかしくない状況であると認識をしております。

熊が人の日常生活圏に出没した場合、安全確保措置を講じるなど一定の条件を満たしたときは、市町村の判断により銃器を使用した捕獲などができる緊急銃猟制度がございます。

令和8年度からは、外部の捕獲者に委託し、人への危険防止対策に努めてまいります。

また、イノシシなどへの対応は、有害鳥獣捕獲隊を編成し活動していただいておりますが、その活動に関して隊員の負担も大きくなっていることから報償費を増額しております。令和8年度も引き続きこの活動とともに、電気柵などの設置、狩猟免許取得費用、おりの購入費用などに対する補助制度により、農地などへの被害防止軽減に努めてまいります。

森林整備事業について申し上げます。

町有林につきましては、平成24年度から森林経営信託事業により、受託者である可茂森林組合において整備が進められております。

現在は、令和4年度から令和13年度までの第2期事業期間となっておりますが、整備後の町有林は森林の再生が進み、森林環境の維持に大きな成果を上げております。

また、本町内には町有林だけでなく民有林もあり、民有林を整備することによりさらなる環境保全が図られるため、令和8年度はこの民有林も整備していくことを念頭に意向調査のための林地台帳の整備、ゾーニングマップを作成し、整備に向けた準備を進めてまいります。

町民の生命、財産を守るインフラ整備について申し上げます。

近年、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模地震の発生が懸念されており、町民の皆様の生命、財産を守るため、道路や河川施設の長寿命化、建物の耐震化は喫緊の課題となっております。これらのインフラは、災害発生時における避難経路の確保や救援物資の輸送を支える重要な役割を担っており、その機能を維持することが被害軽減に直結いたします。

そのため、社会資本整備総合交付金などを活用し、道路、橋梁などの既存施設の長寿命化を図るとともに、道路の要望も考慮し、施設の維持工事を推進してまいります。

また、今年度に引き続き大規模盛土造成地調査を実施し、災害リスクの把握と対策検討を行うほか、町営住宅の耐震診断の実施、一般木造住宅の耐震診断事業も展開し、建物の耐震性向上に努めてまいります。これらの施策を通じて町民の皆様の生命と財産を守り、安全で安心できるまちづくりの基盤を強化してまいります。

上下水道事業について申し上げます。

近年、全国各地で多発している老朽管の破断による断水、道路陥没事業や大規模地震などの

自然災害を鑑みますと、老朽管更新、そして耐震化は安全・安心な水道水の供給に必要不可欠であります。

このことを踏まえ、災害時における上之郷地区での重要給水施設に位置づけられた避難所への水道水供給のため、引き続き上之郷小学校までの管路の耐震化工事を進めてまいります。

さらに、老朽化した施設の更新を計画的に進め、事故防止に努めてまいります。

下水道事業では、未復旧対策事業や有収率向上を目的とした老朽管対策事業を進め、公共下水道の整備促進を行うとともに、適正な維持管理を図ってまいります。

続きまして、令和8年度当初予算及び主な事業について申し上げます。

一般会計の当初予算額は92億9,600万円となり、特別会計、公営企業会計を合わせた総予算額は158億1,110万円、前年度比5.7%の増となりました。

一般会計の当初予算額は前年度比7億9,100万円の増となりましたが、これは令和7年度予算に計上した伏見小学校大規模改造事業は終了したものの、本格化する新庁舎等整備事業費が計上されたことなどによるものでございます。

それでは、一般会計予算の主なものについて御説明を申し上げます。

初めに、歳入であります。

歳入予算では、税制改正の結果を踏まえ、自動車の環境性能割やガソリン暫定税率の廃止による減収を見込んだほか、それらの財源補填となる地方特例交付金を増額しております。

次に、国庫支出金は、令和7年度の補正予算で前倒し要望を行ったため防災・安全交付金は減額となっておりますが、新年度から実施する重層的支援体制整備事業交付金などを新たに計上し、約8億4,000万円を計上しております。

これらのほか新庁舎等整備事業などへの充当により、繰入金は約9億1,500万円を、町債は約9億6,800万円を計上しております。

次に、歳出予算及び主な事業3点について申し上げます。

まず、子育て世帯支援対策についてであります。

先ほども触れました放課後児童クラブの利用時間を延長するほか、こども誰でも通園制度の事業を開始いたします。こうした子育て世帯全体を対象とした制度の拡充のほか、子育て世帯訪問支援事業による個別の支援も行うことにより、きめ細やかな支援体制を構築してまいります。

次に、2点目は、安全・安心な暮らしと地域づくりについてであります。

能登半島地震での職員派遣を通じて、災害時の被災者支援においてデジタル技術の活用が必要不可欠であることを痛感いたしました。災害時に速やかに罹災証明書を発行できる体制を整えとともに、被災情報を効果的に集約するため被災者支援システムを導入いたします。

また、常日頃から消防・防災活動の要である消防団員の皆様の活動服も更新してまいります。最後に、3点目につきましては、行財政改革の取組についてであります。

これまで行ってきた政策総点検によるコスト削減に加え、今後は稼ぐ自治体を目指した取組を進めてまいります。

民間企業の力を活用した町有地の効果的な収益化をはじめ、ネーミングライツの活用や町内事業者による新たなビジネス創出への支援に取り組むとともに、民間企業のノウハウを活用したふるさと納税のさらなる拡大を図るための予算を計上しております。

ただいまの3点のほか、関係人口の創出、地域の魅力向上、地域コミュニティ、地域経済の活性化に関する施策など、合わせて6つの重点施策に基づき関連する予算を計上しております。

最後に、令和7年度一般会計補正予算（第15号）について簡単に触れさせていただきます。

歳入面では、国税の増収などに伴う普通交付税の追加交付分として約1億5,200万円を増額したほか、事業費の確定に伴う補助金の補正や決算見込みに基づく各歳入の補正などを行っております。

歳出面では、事業費の確定や決算見込みによる減額補正が中心となりました。一方で、増額補正したものは、自立支援給付費の見込みによる増額のほか国の補正予算に基づく戸籍システムの改修費などを計上しております。

これらのほか、繰越明許費の補正では3件の追加と1件の廃止、債務負担行為の補正は1件の追加、地方債の補正は2件の変更をしております。

以上の補正により、補正予算の総額は、歳入歳出ともに1億7,489万7,000円の減額となりました。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告とともに、令和8年度当初予算及び主な事業などについて概要を御説明申し上げます。

本定例会に付議する案件といたしましては、人事案件が3件、一般会計、特別会計、公営企業会計の当初予算が6件、補正予算が4件、条例関係が10件の合計23件でございます。

後ほど担当から詳細について御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（高山由行さん）

ただいま発表のありました施政方針に対し質問のある方は、明日3月4日の午後5時までに通告書により事務局へ提出していただくようお願いいたします。

諸般の報告

議長（高山由行さん）

日程第4、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

1. 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和7年11月分から令和8年1月分まで）、
2. 議員派遣報告書、以上の2件について、その写しを配付させていただき、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行さん）

日程第5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました議案第7号から議案第29号までの計23件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件23件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

まず最初、人事案件についてです。

議案第7号 教育長の任命につき同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

それでは、議案第7号 教育長の任命につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

議案つづりの4ページをお願いいたします。

現任の奥村教育長が本年3月31日をもって任期満了となります。

この3年間、奥村教育長にあつては、誠実かつ熱意を持って教育行政に取り組み、地域や学校との連携を深め、子供たちの健やかな成長を支える環境づくりに御尽力をされました。よって、引き続き奥村恒也さんを教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

奥村さんの生年月日、住所については記載のとおりでございます。

再任後の任期は令和8年4月1日から3年間でございます。

なお、資料つづりの3ページに履歴書を掲載しておりますので、お目通しの上、御審議のほ

どよろしくお願ひ申し上げます。

議長（高山由行さん）

議案第8号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて、議案第9号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 筒井幹次さん。

副町長（筒井幹次さん）

それでは、議案第8号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて説明をさせていただきます。

議案つづりは5ページをお願いいたします。

御嵩町代表監査委員の安藤雅博さんが本年6月16日をもって任期満了となります。

安藤委員におかれましては、今期をもって退任の御意向でございますので、新たに次の方を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

選任を予定している方は、嵯峨清隆さんです。

生年月日、住所については記載のとおりです。

任期は、令和8年6月17日からの4年間となります。

なお、資料つづりの4ページに履歴書を掲載しておりますので、お目通しの上、御審議のほどよろしくお願ひをいたします。

続いて、議案第9号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを説明させていただきます。

議案つづりは6ページをお願いいたします。

固定資産評価審査委員会委員の定数は3名ですが、このうち桑下博行委員が本年6月10日をもって任期満了となります。引き続き桑下博行さんを選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。

桑下さんの生年月日、住所については記載のとおりであります。

再任後の任期は、令和8年6月11日からの3年間です。

資料つづりの5ページに履歴書を掲載しておりますので、お目通しの上、御審議のほどよろしくお願ひをいたします。

議長（高山由行さん）

続いて、当初予算についてです。

議案第10号 令和8年度御嵩町一般会計予算について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、議案第10号 令和8年度御嵩町一般会計予算について御説明いたします。

当初予算の主要なものは町長の施政方針で、また主要な施策につきましては既に各常任委員会協議会におきまして担当課より説明をしておき、今定例会においても常任委員会に付託される予定でありますので、あまり重複しないよう予算書と附属書類を中心に説明をさせていただきます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億9,600万円と定める規定をしています。

各款項ごとの予算額につきましては、2ページから8ページの第1表 歳入歳出予算によりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、それぞれの表で説明をさせていただきます。

第4条では、一時借入金の最高額は8億円とすること、第5条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定に基づく歳出予算の流用に関する特例について規定しております。

9ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為の説明をさせていただきます。

1件目、岐阜県土地開発公社借入金（可茂消防事務組合御嵩分署移転用地造成工事費）に対する債務保証です。期間は令和8年度、限度額は8,948万4,000円及び借入額に係る利息支払い分としております。御嵩分署の移転工事が本格化することに伴い、土地開発公社の資金調達に対し、債務保証を行うことができるよう債務負担行為を設定するものです。

2件目、選挙ポスター掲示場設置等業務です。期間は令和8年度から令和9年度まで、限度額は56万4,000円です。令和9年度執行予定の県議会議員選挙に備えて、ポスター掲示場の設置が年度をまたぐ予定のため、債務負担行為を設定させていただきます。

3件目、南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業（その3）です。期間は令和9年度から令和10年度までで、限度額は54億8,653万2,000円です。令和8年度から10年度にかけて実施を予定しています防災工事につきまして、債務負担行為を設定させていただきます。

4件目、新庁舎等基盤造成工事と最後の新庁舎等整備関連工事に係る上下水道事業出資金は、期間はともに令和9年度から令和10年度までで、限度額はそれぞれ御覧の金額としております。新庁舎等整備事業として建設予定地の基盤造成工事に合わせて、上水道、下水道のインフラ整備を行うため債務負担行為を設定させていただきます。

以上5件の債務負担行為です。

10ページをお願いいたします。

続いて、第3表 地方債について説明をさせていただきます。

令和8年度は12件で、9億6,780万円の借入れを予定しております。

1件目、庁舎整備事業は、新庁舎等建物設計業務事業や基盤造成事業、仮設庁舎等整備事業などに7億1,550万円。

2件目、保育園環境改善事業は、保育園の空調更新や修繕等、園児が利用しやすい環境整備に充てるため410万円。

3件目、水道管路耐震化事業は、送配水管改良事業の実施に伴う一般会計から水道事業会計への出資金として1,510万円。

4件目、地方道路等整備事業は、町道の舗装、側溝改良工事や測量設計等に充てるため4,160万円。

5件目、橋梁整備事業は、橋梁の補修設計や補修工事等に充てるため3,200万円。

6件目、河川改修事業は、田之頭川、八井戸川補修工事等に充てるため4,230万円。

7件目、被災者支援システム整備事業は、大規模災害発生後の罹災証明書発行業務を円滑に実施するためのシステム導入費に充てるため400万円。

8件目、小学校環境改善事業と、1つ飛んでいただいて10件目、中学校環境改善事業は、小学校、中学校の維持改修事業に充てるため、それぞれ御覧の金額としております。

9件目、通学バス購入事業は、上之郷小・中学校の児童・生徒の登下校に利用しております通学バスの更新に充てるため560万円。

11件目、中山道整備事業は、中山道の排水対策の詳細設計等に充てるため1,800万円。

最後の中公民館防災機能強化事業は、防火シャッターの改修工事に充てるため790万円としております。

起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりです。

11ページから歳入及び歳出明細につきましては、この後附属書類で説明いたしますので、先に予算書117ページをお願いします。

こちらは給与費明細書です。

117ページには特別職を、118ページには一般職を掲載しております。118ページの下の方は職員手当の内訳、119ページから123ページまでは給料等の増減額の明細、給料等の状況など人件費に関する明細を掲載しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

124ページをお願いします。

債務負担行為に関する調書になります。

20件の債務負担事業について、令和8年度以降の支出予定額をお示ししております。

126ページをお願いいたします。

こちらには、令和6年度から令和8年度までの地方債現在高見込みを表した調書になります。令和8年度末の地方債の現在高見込みは、右下の合計欄65億8,715万9,000円で、令和7年度末現在高と比較して4億4,519万2,000円の増となっています。

次に、令和8年度御嵩町歳入歳出予算附属書類に基づいて説明をさせていただきます。

附属書類の1ページをお願いいたします。

令和8年度会計別予算総括表です。

一般会計の予算総額は、再度となりますが一番上の行、92億9,600万円、前年度比較で7億9,100万円の増、率にして9.3%の増となりました。

また、表の一番下、全ての会計を合わせました合計を御覧いただきますと、予算の総額は158億1,110万円、前年度と比較しますと8億4,720万円の増、率にして5.7%の増となります。増額となった主な要因としましては、新庁舎等整備事業に伴うもののほか給与改定による人件費や扶助費、公債費の伸び、可茂消防御嵩分署移転事業によるものです。

2ページをお願いいたします。

一般会計当初予算比較表の歳入になります。

前年度予算と比較し、増減の大きいものを中心に説明いたします。

款01町税は、加熱式たばこの課税方式見直しにより増収を見込んでおり、町民税につきましても増額としております。

一方、固定資産税では、設備投資の動向等を踏まえ減額、軽自動車税につきましても、税制改正に伴う環境性能割などの廃止により減額を見込んでおります。これらを踏まえ、町税は前年度より517万4,000円増の25億1,754万円を計上させていただきました。

款09地方特例交付金は、環境性能割減収補填分などによりまして、1,646万3,000円増の2,946万3,000円としております。

款17寄附金は、ふるさとみたけ応援寄附金の実績に基づいて2,000万円増の8,305万円。

款18繰入金は、財政調整基金や庁舎整備基金などからの繰入れにより、前年度より4億4,851万6,000円増の9億1,539万6,000円の繰入れを予定しております。

款20諸収入は、可茂消防御嵩分署移転事業における可茂消防からの負担金収入などによりまして、9,024万6,000円増の2億4,551万6,000円を計上しております。

3ページをお願いいたします。

歳出予算の比較表になります。

歳出も前年度と比較して増減の大きいものを中心に説明いたします。

款02総務費は、新庁舎等整備事業における建物等に関する実施設計や建設予定地の敷地造成、

インフラ等の整備などに伴い大幅に増額したほか、ふるさとみたく応援基金積立金の増などによりまして、前年度より11億9,325万6,000円増の25億6,680万1,000円を計上しております。

款03民生費は、新たに実施してまいります重層的支援体制整備事業や保育園の運営等委託料の増などによりまして、前年度より7,736万3,000円増の28億5,179万6,000円。

款04衛生費は、新たな個別予防接種に伴う増額や地方債でも説明しました送配水管改良事業の実施に伴う一般会計から水道事業会計への出資金の増など、前年度より6,159万円増の5億6,212万3,000円。

款08土木費は、道路維持事業費の減や下水道事業会計への負担金、補助金、出資金の減額などによりまして、前年度より8,192万4,000円減の7億4,807万7,000円としております。

款09消防費は、可茂消防御嵩分署移転事業や被災者支援システム導入事業などに伴い、1億3,121万5,000円増の4億7,161万3,000円を計上しております。

款10教育費は、伏見小学校大規模改造事業が終了したことが主な要因としまして、6億5,118万1,000円減の11億7,624万6,000円としております。

4ページをお願いします。

4ページと次の5ページには、令和8年度一般会計・特別会計予算を会計別に節単位でまとめたものをお示しした内訳表です。

6ページをお願いします。

こちらには、公営企業会計につきまして、一般会計、特別会計の節別に準じた形で分類し、お示ししております。

7ページをお願いします。

各会計の歳出予算の財源内訳表になります。

次の8ページから11ページまでは、一般会計の人件費等の明細表になります。備考欄には報酬の内容が載せてあります。

12ページをお願いいたします。

こちらには、過去10年の当初予算の規模の推移に関する調査表です。

13ページには、実質公債費比率の推移（見込み）に関する調査表です。

14ページには、引上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障関係経費について、入湯税の用途をお示ししております。

15ページには、新庁舎等整備事業に関する補足資料をおつけしております。

次に、附属書類の事業別予算説明書には、一般会計の支出予算科目ごとに財源内訳、主な内容を掲載しております。

次に、附属書類の主要施策の概要には、各課・係別に主要な事業の概要を載せております。

以上、大まかに説明させていただきましたが、附属書類につきましては予算書の内容を補完する資料になりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第10号 令和8年度御嵩町一般会計予算について説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第11号 令和8年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第12号 令和8年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第13号 令和8年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野克彦さん。

保険長寿課長（日比野克彦さん）

それでは、議案第11号、議案第12号、議案第13号、3件続けて御説明いたします。

初めに、議案第11号 令和8年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてです。

予算書127ページをお願いします。

第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,000万円とすること、第2条で業務委託に関する債務負担行為を定めております。

各款項ごとの予算額につきましては、128ページから130ページの第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いします。

131ページをお願いします。

債務負担行為となります。

診療報酬明細書点検・過誤調整業務の期間は令和8年度から令和11年度まで、限度額は747万6,000円となり、特定健康診査未受診者受診勧奨業務の期間は令和8年度から令和11年度まで、限度額は1,209万9,000円となります。

133ページ、134ページは歳入歳出予算事項別明細書です。歳入歳出とも合計で前年度当初予算に比べ1億3,400万円の減額となっております。

明細について説明いたしますので、133ページをお願いします。

歳入です。

款01国民健康保険税は3億6,502万4,000円、被保険者数の減及び子ども・子育て支援納付金分の新設に伴い、前年度より209万9,000円の増額となっております。

款03県支出金は、保険給付費に対して県から交付される保険給付費等交付金などで15億9,176万1,000円、被保険者数の減などに伴い、前年度より1億3,745万円の減額となっております。

款05繰入金は、一般会計からの保険基盤安定繰入金、財政安定化支援繰入金などで1億

1,832万円、被保険者数の減による事務費繰入金の減などに伴い、前年度より217万6,000円の減額となっております。

款06繰越金は、前年度の決算見込みにより4,706万1,000円、前年度より217万9,000円の増額となっております。

134ページをお願いします。

歳出です。

款01総務費は、事務費、電算処理委託など1,939万6,000円、通信運搬費、委託料の減など前年度より176万6,000円の減額となっております。

款02保険給付費は、療養給付費、療養費、高額療養費など15億4,532万6,000円、被保険者数の減による療養給付費などの減額で、前年度より1億4,679万9,000円の減額となっております。

款03国民健康保険事業費納付金は、県によって算定された国民健康保険事業費納付金を県に納付するもので、5億1,512万2,000円、子ども・子育て支援納付金分の新設など前年度より1,579万7,000円の増額となっております。

款04保健事業費は、健康寿命の延伸を図るための特定健診・特定保健指導などに係る事業費で3,553万8,000円、健康診断料助成の増額など前年度より89万3,000円の増額となっております。

款06諸支出金は、国・県への償還金、保険税の還付金など1,212万6,000円、国・県への償還金を見込み、前年度より345万1,000円の減額となっております。

予算書の135ページから145ページまでが明細書、146ページ、147ページは人件費に関する明細書となっておりますので、お目通しをお願いします。

148ページをお願いします。

債務負担行為に関する調書となっております。

診療報酬明細書点検・過誤調整業務の財源内訳のその他は、一般会計からの事務費繰入金、特定健康診査未受診者受診勧奨業務の財源内訳は、保険給付費等交付金となります。

また、歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要の39ページから41ページが国民健康保険関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第11号 令和8年度御嵩町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第12号 令和8年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書149ページをお願いします。

第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,800万円とすること、第2条で業務委託に関する債務負担行為を定めております。

各款項ごとの予算額につきましては、150ページ、151ページの第1表 歳入歳出予算により
ますので、お目通しをお願いいたします。

152ページをお願いします。

ぎふ・すこやか健康診査未受診者受診勧奨業務に関する債務負担行為となります。期間は令
和8年度から令和11年度まで、限度額は1,037万4,000円となります。

153ページ、154ページは歳入歳出予算事項別明細書です。歳入歳出とも前年度当初予算に比
べ5,000万円の増額となっております。

明細について説明しますので、153ページをお願いします。

歳入です。

款01保険料は2億7,856万2,000円、被保険者数の増を踏まえた広域連合の試算に伴い、前年
度より3,845万7,000円の増額となっております。

款03後期高齢者医療広域連合支出金は、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診など
の健診費に対する広域連合からの委託金1,128万4,000円、事業費の増額により137万9,000円の
増額となっております。

款04繰入金は、一般会計からの事務費、すこやか健診等保健事業費、保険基盤負担金などの
広域連合への負担分に係る繰入金で9,516万6,000円、基盤安定負担金の増額など前年度より
1,066万1,000円の増額となっております。

款06繰越金は、前年度の決算見込みにより298万2,000円、前年度より49万7,000円の減額と
なっております。

154ページをお願いします。

歳出です。

款01総務費は、一般管理費と賦課徴収費で429万円、印刷製本費の減など、前年度より37万
6,000円の減額となっております。

款02後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合に対する保険料や事務費などの負担金で3
億6,833万円、保険料の増額など前年度より4,932万8,000円の増額となっております。

款03保健事業費は、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診などに係る事業費などで
1,239万2,000円、対象者の増による負担金の増額など、前年度より154万5,000円の増額となっ
ております。

款04諸支出金は、保険料などの還付金200万1,000円となっております。

なお、予算書の155ページから160ページまでが明細書、161ページが人件費に関する明細書
となっておりますので、お目通しをお願いします。

162ページをお願いします。

債務負担行為に関する調書となっております。

ぎふ・すこやか健康診査未受診者受診勧奨業務の財源内訳のその他は、広域連合からの補助金となります。

また、歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要つづり42ページが後期高齢者医療関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

以上で、議案第12号 令和8年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

最後に、議案第13号 令和8年度御嵩町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書163ページをお願いします。

第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,000万円と定めています。

各款項ごとの予算額につきましては、164ページから167ページの第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いします。

169ページ、170ページは歳入歳出予算事項別明細書です。歳入歳出とも前年度当初予算に比べ2,000万円の減額となっております。

明細について説明しますので、169ページをお願いします。

歳入です。

款01保険料は5億1,063万2,000円、被保険者数の増などから前年度より581万5,000円の増額となっております。

款03国庫支出金は、介護給付費の国庫負担金と調整交付金、地域支援事業に係る交付金など3億9,375万9,000円、介護給付費の減及び重層的支援体制整備事業の開始などに伴い、前年度より697万4,000円の減額となっております。

款04支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料を財源とした介護給付費、地域支援事業に係る交付金で4億9,391万円、介護給付費の減など前年度より414万3,000円の減額となっております。

款05県支出金は、介護給付費負担金と地域支援事業交付金で2億6,512万9,000円、介護給付費の減及び重層的支援体制整備事業の開始などに伴い、前年度より705万5,000円の減額となっております。

款06繰入金金は、一般会計からの介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、事務費繰入金などで2億8,497万9,000円、介護給付費の減及び重層的支援体制整備事業の開始などに伴い、前年度より876万3,000円の減額となっております。

款08繰越金は、前年度の決算見込みにより2,081万5,000円、前年度より42万1,000円の増額となっております。

170ページをお願いします。

歳出です。

款01総務費は、事務費や賦課徴収費、認定費など3,101万5,000円、認定調査費の増など前年度より163万7,000円の増額となっております。

款02保険給付費は、訪問、通所、短期入所などの居宅サービスや各種の施設サービス、審査手数料、高額介護サービス費などで17億9,629万5,000円、施設介護サービス給付費の減など前年度より1,634万6,000円の減額となっております。

款04諸支支出金は、前年度の介護保険事業精算に伴う国支払基金、県への償還金と保険料の還付金で6,806万2,000円、前年度より3,756万2,000円の増額となっております。

款05地域支援事業費は、介護予防事業、包括的支援事業・任意事業などで6,810万7,000円、重層的支援体制整備事業の開始による一般会計への予算振替などに伴い、前年度より4,501万5,000円の減額となっております。

なお、予算書の171ページから182ページまでが明細書、183ページ、184ページは人件費に関する明細書、185ページは債務負担行為に関する調書となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

また、歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要43ページから45ページが介護保険関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第11号、第12号、第13号、3件の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第14号 令和8年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第15号 令和8年度御嵩町下水道事業会計予算について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 木村公彦さん。

上下水道課長（木村公彦さん）

それでは、事業会計の当初予算2議案について御説明いたします。

初めに、議案第14号 令和8年度御嵩町水道事業会計予算です。

予算書の187ページをお願いいたします。

まず、第1条は予算の総則、第2条で業務の予定量を規定しております。1. 給水件数は6,710件、2. 年間総配水量は218万1,000立方メートル、3. 1日平均配水量は5,975立方メートルを見込んでおります。4. 主な建設改良事業としまして、送配水管及び施設改良事業、新庁舎等整備関連事業、下水道関連移設事業を実施いたします。

次の188ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ第1款で水道事業収益・費用ともに6億

2,250万円を計上いたしました。

次の189ページ、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、それぞれ第1款で資本的収入1億410万円、資本的支出3億1,980万円を計上いたしました。

次の190ページでは、第5条で債務負担行為について、美佐野加圧ポンプ場更新工事と新庁舎等整備関連工事の2件を、第6条から次のページの第10条においては、一時借入金の限度額や他会計からの補助金などを定めております。

続いて、次のページからは予算説明書となります。

説明は割愛させていただきますが、1枚おめくりいただき、193ページからは予算実施計画、196ページからは給与費明細書となっております。

201ページは債務負担行為に関する調書、202ページからは令和8年度予定貸借対照表、206ページからは令和7年度予定貸借対照表及び予定損益計算書となっております。

それでは、212ページ、予算実施計画明細書を御説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出です。

収入の款1水道事業収益は6億2,250万円です。主な収入として、項1営業収益、目1給水収益、節1水道使用料4億2,310万円のほか、項2営業外収益、目2他会計補助金は、水道基本料金減免事業に係る一般会計からの補助金4,492万6,000円、目3長期前受金戻入1億3,100万円などを計上しております。

次の213ページからは支出です。

款1の水道事業費用は6億2,250万円で、主な支出は、項1営業費用、目1原水及び浄水費、節31受水費2億2,400万円のほか、目2配水及び給水費、節22委託料は施設監視及び管理業務委託など2,920万4,000円、ページが飛びまして215ページ、目5減価償却費で2億2,700万円などを計上してございます。

次の216ページからは資本的収入及び支出です。

収入の款1資本的収入は1億410万円で、主な収入として、項1の出資金は一般会計出資金で1,660万円です。内訳としましては、新庁舎等整備関連事業出資金及び水道管路耐震化事業出資金です。

項2の負担金は、給水申込みや工事負担金で7,125万円、項3の補助金は社会資本整備総合交付金で1,625万円を計上しております。

次に、支出の款1資本的支出は3億1,980万円です。主な支出として、項1建設改良費、目2建設改良事業費、節12工事請負費は送配水管及び施設改良工事費など2億8,387万5,000円、次の217ページ、項2償還金は企業債元金の償還金で1,263万1,000円を計上しております。

次の218ページをお願いいたします。

令和8年度予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

I. 業務活動によるキャッシュ・フローの最初に記載しております当年度純利益は46万4,000円を見込んでおります。

これで令和8年度御嵩町水道事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第15号 令和8年度御嵩町下水道事業会計予算について御説明いたします。

それでは、予算書の221ページをお願いいたします。

まず、第1条では予算の総則、第2条で業務の予定量を規定しております。1. 排水件数は4,460件、2. 年間排水量は164万2,000立方メートル、3. 1日の平均排水量は4,498立方メートルを見込んでおります。4. 主な建設改良事業といたしまして、引き続き未普及対策整備事業、そして新庁舎等整備関連事業を実施いたします。

次の222ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ第1款で下水道事業収益5億8,550万円、下水道事業費用で5億6,870万円を計上いたしました。

次の223ページ、第4条、収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ第1款で資本的収入2億4,930万円、資本的支出5億1,610万円を計上いたしました。

次の224ページをお願いいたします。

第5条では、債務負担行為について新庁舎等整備関連工事の1件を、第6条では、企業債について表のとおり定めております。

起債の目的は、公共下水道建設事業及び流域下水道事業負担金で、限度額は合わせて1億1,680万円であります。

なお、起債の方法については表のとおりでございます。

続いて、次のページ、第7条から1枚おめくりいただき、第11条にかけては一時借入金の限度額などを定めております。

次に、予算説明書となります。

説明は割愛させていただきますが、次の227ページからは予算実施計画、229ページからは給与費明細書となっております。

234ページは債務負担行為に関する調書、235ページからは令和8年度予定貸借対照表、239ページからは令和7年度予定貸借対照表及び予定損益計算書となっております。

それでは、245ページ、予算実施計画明細書を御説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出です。

収入の款1下水道事業収益は5億8,550万円です。主な収入として、項1営業収益、目1下水道使用料は2億270万円、項2営業外収益、目2他会計負担金は一般会計からの負担金2億

5,900万5,000円、目3 他会計補助金は一般会計からの補助金で896万2,000円、目5の長期前受金戻入は9,632万円などを計上しております。

次の246ページからは支出です。

款1の下水道事業費用は5億6,870万円で、主な支出として、項1 営業費用、目1 管渠費、節22委託料は、施設監視及び管理業務委託など2,727万1,000円。次の247ページ、目4 流域下水道維持管理負担金は1億1,200万円、目5の減価償却費は3億2,359万1,000円、項2の営業外費用、目1 支払利息は企業債利息など4,070万6,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出です。

収入の款1 資本的収入は2億4,930万円で、主な収入として、項1の企業債は公共下水道事業債など1億1,680万円。次の248ページ、項2 出資金は一般会計からの出資金で9,243万5,000円、項3の補助金は国庫補助金で3,320万円を計上しております。

次に、支出の款1 資本的支出は5億1,610万円です。項1 建設改良費、目1 下水道施設費、節31工事請負費は、北切地区面整備工事、南山台東地区面整備工事など1億1,920万円、項2の償還金は、企業債元金償還金3億1,229万7,000円を計上しております。

次の249ページをお願いいたします。

令和8年度の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

I. 業務活動によるキャッシュ・フローの最初に記載してございます当年度純利益は1,908万6,000円を見込んでおります。

これで令和8年度御嵩町下水道事業会計予算の説明を終わります。

以上、事業会計の当初予算2議案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行さん）

ここで暫時休憩といたします。予定再開時刻は10時50分といたします。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

議長（高山由行さん）

休憩を解いて再開をいたします。

次に、補正予算について、議案第16号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第15号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、議案第16号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第15号）について御説明いたします。

補正予算書つづりの一般会計補正予算（第15号）の2ページをお願いいたします。

今回の補正予算は年度末の補正であり、事業費の確定、今後の収入、支出の見込みの精査などによる増額、または減額の補正が主なものとなっております。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に1億7,489万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を117億2,437万5,000円とする旨規定しています。

第2条では繰越明許費の補正を、第3条では債務負担行為の補正を、第4条では地方債の補正について規定をしております。

7ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正です。

3件の追加から説明をさせていただきます。

款02総務費、項03戸籍住民基本台帳費の戸籍等システム改修業務283万8,000円は、国の補正予算で行う事業で、年度をまたいで完了する事業となりますので繰越しを行うものです。

款03民生費、項01社会福祉費の老人憩いの家（新館）改修工事400万円は、工事内容の精査に伴い、年度内での工事が完了しない可能性が見込まれるため繰越しを行うものです。

款09消防費、項01消防費の南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業18億1,257万3,000円は、事業の実施期間を確保するため必要な事業費を繰り越すものです。

次に、廃止の説明をさせていただきます。

款08土木費、項02道路橋梁費の橋梁維持工事は、国の補正予算の不採択により、現年度分の歳出予算の減額に合わせて繰越明許費につきましても廃止といたします。

8ページをお願いします。

債務負担行為の補正です。

放課後児童クラブ運営業務、期間は令和8年度から令和9年度まで、限度額は142万3,000円です。令和8年度から放課後児童クラブの開設時間を30分延長するに当たり、現在の契約を変更する必要があることから債務負担行為を設定させていただきます。

9ページをお願いします。

地方債の補正です。

2件の変更になります。

1件目、地方道路等整備事業は90万円減額し1億400万円、2件目、橋梁整備事業は4,940万円減額し700万円としております。減額した理由としましては、決算見込みや国庫補助金の内示額等により地方債を減額するものであります。

いずれの起債につきましても、起債の方法、利率、償還方法に変更はございません。

次に、歳入歳出の補正について説明をいたします。

事業の確定、精査による増減については省略させていただき、主なものについて説明をさせていただきます。

12ページをお願いします。

一番下段の表、款11地方交付税、目01地方交付税は、交付税の再算定が行われた結果、1億5,169万8,000円の増額です。

15ページをお願いします。

中段の表、款17財産収入、目02利子及び配当金の財政調整基金利子は、決算見込みにより37万8,000円を増額いたします。

下段の表、款18寄附金は、みたけ工業団地連絡協議会から寄附金をいただいております。

16ページをお願いします。

款19繰入金、目01財政調整基金繰入金は、今回の補正予算に伴う財源調整になります。

目08減債基金繰入金は、令和5年度、令和6年度の追加交付の際に減債基金に積立てを行った金額のうち、令和7年度交付税措置の前払い相当分について繰入れを行うものです。

下段の表、款22町債は、先ほど地方債補正にて説明しましたとおりです。

17ページをお願いします。

歳出について説明をさせていただきます。

款02総務費、目01一般管理費、節11役務費は、仮設庁舎等移動に伴う不燃粗大ごみの収集運搬手数料として44万円増額をしております。

18ページをお願いします。

上段の表の目14自治振興費、節18負担金、補助及び交付金は、新町自治会集会所の整備費補助についてコミュニティ助成事業の助成金の事業採択に伴い、町の地区集会施設整備補助金を40万円減額するものです。

目16基金費の説明欄一番上、財政調整基金利子積立金は、歳入で増額した利子相当額を増額します。2番目の森林環境整備基金積立金127万2,000円は、線下伐採補償料収入の増額によるものです。3番目の減債基金積立金1,776万1,000円は、今回の交付税の追加交付額のうち令和8年度、令和9年度の交付措置の前払い相当額を減債基金に積立てを行うものです。一番下のふるさとふれあい振興基金積立金は、みたけ工業団地連絡協議会からの寄附金の積立てです。

19ページをお願いします。

款02総務費、目01戸籍住民基本台帳費、節12委託料283万8,000円は、戸籍の附票への旧氏、振り仮名を記載するためのシステム改修委託料です。

21ページをお願いします。

款03民生費、目09障がい福祉費、節19扶助費4,000万円は、自立支援給付費の見込み増加に伴い増額をさせていただきます。

25ページをお願いします。

款07商工費、目03観光費、節18負担金、補助及び交付金183万5,000円は、鬼岩公園公衆トイレ浄化槽と遊歩道の修繕工事に対する町負担金の増額になります。

26ページをお願いします。

中段の表、款08土木費、目04橋梁維持費、節14工事請負費 1億946万8,000円は、内示額に伴う見直し及び国の前倒し要望の不採択によりまして減額をさせていただきます。

歳入歳出の補正の説明は以上になります。

30ページからは給与費明細書、35ページには債務負担行為に関する調書、36ページには地方債の現在高の見込みに関する調書をおつけしておりますので、お目通しをお願いします。

以上で、議案第16号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第15号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第17号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第18号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議案第19号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野克彦さん。

保険長寿課長（日比野克彦さん）

それでは、議案第17号、議案第18号、議案第19号、3件続けて御説明いたします。

初めに、議案第17号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

補正予算書つづり38ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ738万円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億6,350万5,000円とするものです。

明細について説明いたします。

42ページをお願いします。

歳入です。

款03県支出金、項01県負担金・補助金は交付金などの交付決定などによるもので、目01保険給付費等交付金は434万3,000円の増額、目02国庫負担金減額措置対策費補助金は23万1,000円

の増額、款全体では457万4,000円の増額となります。

款05繰入金、項01他会計繰入金は、保険基盤安定負担金など各種負担金の交付決定や出産育児一時金及び事務費の見込みに伴う繰入額の確定により、254万5,000円の増額となります。

43ページをお願いします。

款05繰入金、項02基金繰入金は、歳入歳出額調整のため2,100万円の減額となります。

款08国庫支出金は補助金の交付決定に伴い、目01社会保障・税番号制度システム整備費等補助金が1万6,000円の増額、目02子ども・子育て支援事業費補助金が648万5,000円の増額となります。

44ページをお願いします。

歳出です。

款01総務費、項01総務管理費は、通信運搬費、手数料、システム改修委託料の見込みにより283万4,000円の減額となります。

項02徴税費は、印刷製本費及び手数料の見込みにより130万円の減額となります。

款02保険給付費、項01療養諸費は、療養費の見込みにより100万円の減額となります。

45ページをお願いします。

項04出産育児諸費は、手数料及び出産育児一時金の見込みにより150万1,000円の増額となります。

款03国民健康保険事業費納付金、項01医療給付費分、その下、項02後期高齢者支援金等分、46ページの一番上、項03介護納付金分は、歳入の一般会計繰入金の補正に伴う財源内訳の変更となります。

款04保健事業費、項02特定健康診査等事業費は、会計年度任用職員の人件費及び特定健診件数の見込みにより450万円の減額となります。

款07予備費は、歳入歳出額調整のため75万3,000円の増額となります。

47ページは人件費の明細となりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第17号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

続きまして、議案第18号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

補正予算書つづり50ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に618万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,537万3,000円とするものです。

明細について説明いたします。

53ページをお願いします。

歳入です。

款01保険料は、特別徴収分、普通徴収分、合わせて836万2,000円の増額となります。

款03後期高齢者医療広域連合支出金は、補助金の交付決定に伴い、高齢者医療制度円滑運営事業補助金が90万6,000円の増額となります。

款04繰入金は、事務費の見込み及び保険基盤安定負担金の交付決定に伴う繰入額の確定により629万8,000円の減額となります。

54ページをお願いします。

款07国庫支出金は、補助金の交付決定に伴い、子ども・子育て支援事業費補助金が321万8,000円の増額となります。

55ページをお願いします。

歳出です。

款01総務費、目01一般管理費は、通信運搬費の見込みにより30万円の減額となります。

款02後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の保険料、一般会計繰入金の補正に伴い648万8,000円の増額となります。

以上で、議案第18号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

最後に、議案第19号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

補正予算書58ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,529万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億4,348万9,000円とするものです。

明細について説明いたします。

62ページをお願いします。

歳入です。

款03国庫支出金、目01介護給付費負担金から63ページの下段、款06繰入金、目03、包括的支援・任意事業分の地域支援事業繰入金までは、介護給付費などの見込み及び交付金の額の決定に伴う補正でありまして、62ページの頭に戻りますが、款03国庫支出金、目01介護給付費負担金が546万1,000円の減額、項02国庫補助金、目01調整交付金が71万1,000円の減額、目02、介護予防事業分の地域支援事業交付金が4万9,000円の減額、目03、包括的支援・任意事業分の地域支援事業交付金が155万6,000円の減額、目04保険者機能強化推進交付金が41万1,000円の増額、目05介護保険保険者努力支援交付金が246万2,000円の増額。

款04支払基金交付金、目01介護給付費交付金が810万円の減額、目02地域支援事業交付金が26万2,000円の減額。

63ページになりますが、款の05県支出金、目01介護給付費負担金が426万3,000円の減額。項の02県補助金、目01、介護予防事業分の地域支援事業交付金が12万2,000円の減額、目02、包括的支援・任意事業分の地域支援事業交付金が77万7,000円の減額。

款06繰入金、目01介護給付費繰入金が375万1,000円の減額、目02、介護予防事業分の地域支援事業繰入金が12万2,000円の減額、目03、包括的支援・任意事業分の地域支援事業繰入金が77万7,000円の減額となります。その下、目05その他繰入金の節01事務費繰入金は、歳出の介護保険事務費の減により133万1,000円の減額、節02地域支援事業繰入金は、歳出の一般介護予防事業評価事業委託料の減により88万3,000円の減額となります。

64ページをお願いします。

歳出です。

款01総務費、目01一般管理費は、会計年度任用職員の通勤手当が不要となったため5万2,000円の減額となります。

項の02賦課徴収費は、システム標準化対応の延期に伴い、節10需用費が79万8,000円の減額、節11役務費が39万7,000円の減額、またシステム機器保守の契約内容変更に伴い、節12委託料が8万4,000円の減額となります。

款02保険給付費、目01保険給付費は給付の見込みにより3,000万円の減額となります。

65ページをお願いします。

款03基金積立金、目01介護給付費準備基金積立金は、歳入歳出額調整により2,000万円の増額となります。

款04諸支出金は、令和6年度の介護給付費、システム改修費、地域支援事業費の精算に伴い、1,210万3,000円の減額となります。

款05地域支援事業費、目01介護予防・日常生活支援総合事業は、総合事業費の見込みにより80万円の増額、目02一般介護予防事業のうち節07報償費は、高齢者ボランティアポイントの換金見込みにより2万円の増額、節12委託料は、電気メーターを利用したフレイルリスク分析業務委託の解約や操作の一部を職員で対応したことに伴い、281万円の減額となります。

66ページをお願いします。

款05地域支援事業費、項02包括的支援事業・任意事業費は、会計年度任用職員の人件費及び事業費の見込みにより230万円の減額となります。

款07予備費は、歳入歳出額調整により243万2,000円の増額となります。

67ページは人件費の明細となりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第17号、議案第18号、議案第19号、3件の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長（高山由行さん）

次に、条例、その他の案件についてです。

議案第20号 御嵩町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 御嵩町職員等の旅費に関する条例の制定について、議案第29号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、議案第20号、21号、29号の3件を続けて説明させていただきます。

初めに、議案第20号 御嵩町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案つづりは11ページになりますが、説明は資料つづりにて行います。

6ページをお願いいいたします。

改正の趣旨は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続法の一部が改正されたことに伴い、関係条例を改正するものでございます。

概要ですが、行政手続条例において不利益処分をしようとする場合は、事前に聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合について、従来の町の掲示場への書面を掲示して行う方法に加え、新たにインターネット等を通じて公示送達が可能できるように改正をするものです。

その他、字句等の所要の改正を行っております。

施行日は、改正法の施行日に合わせて令和8年5月21日です。

7ページから9ページには新旧対照表になりますので、後ほどお目通しをお願いいいたします。

次に、議案第21号 御嵩町職員等の旅費に関する条例の制定について御説明させていただきます。

議案つづりは13ページになりますが、こちらも資料つづりにて説明を行います。

10ページをお願いいいたします。

改正の趣旨は、国家公務員においては国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担の軽減を図ることを目的として、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正され施行されたことに伴い、町においても地方公務員法の規定に基づく国との均衡を図る観点から、当該条例の全部を改正するものです。

概要の1は、旅費の計算等の簡素化です。最も経済的な通常の経路及び方法による実費弁償を基本とし、旅費の種目や内容を見直すものです。

まず、宿泊料は、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当に見直します。宿泊費は上限付きの実費支給とします。包括宿泊費はパック旅行商品代のための旅行費目を明確にします。宿泊手当は夕食・朝食代として新たに支給します。

次に、移転料は転居費に見直し、新旧住居の移転に係る実費を支給します。また、自家用車等で家財を運搬する場合は、運送業者の見積額の範囲内で支給を可能とします。

車賃はその他交通費に改め、レンタカー賃料等も対象とします。

鉄道賃及び航空賃は名称を変更せず、上限付きの実費支給とします。

日当、日額旅費、食卓料、支度料は廃止します。

また、旅行命令簿及び請求書の様式を廃止し、電磁的記録による請求を可能とします。

概要の2は、旅費の支給対象の見直しです。出張の定義を見直し、旅行命令権者が認める場合には住所や居所等を離れて行う旅行も対象とします。あわせて、旅行者等に町が直接旅費相当額を支払うことを可能とします。

概要の3は、旅費の適正な支出の確保です。規定に違反して支給を受けた場合には返納を求めるとともに、給与等からの控除を可能とする規定を新設します。

施行日は令和8年4月1日です。

最後に、議案第29号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案つづりは42ページですが、資料つづりで説明いたします。

49ページをお願いいたします。

改正の趣旨は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、消防団員に係る損害補償について、階級及び勤務年数に応じた補償基礎額が引上げとなり、最低補償基礎額を1万円に、最高額を1万5,000円にするものです。

また、扶養親族に係る補償基礎額の加算額について、配偶者は廃止に、22歳までの子は433円に改正いたします。

施行日は令和8年4月1日です。

経過措置を以下のとおり設けております。

50ページ、51ページが新旧対照表になりますので、後ほどお目通しをお願いします。

以上で、議案第20号、21号、29号、3件の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第22号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野克彦さん。

保険長寿課長（日比野克彦さん）

それでは、議案第22号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

お手元の議案書つづりは23ページになりますが、資料つづりにて説明いたしますので、資料つづりの12ページをお願いします。

改正の趣旨でございますが、子ども・子育て支援法等の一部改正により、令和8年4月1日から子ども・子育て支援金制度が施行されること及び医療費の上昇等に対応するため国民健康保険税の税率を見直すことに伴い、条例改正を行うものとなります。

改正点は3点ございます。

1点目は、子ども・子育て支援金分の新設です。

子ども・子育て支援金制度が創設され、国民健康保険税の一部として徴収することとなったため算定する根拠を定めます。

2点目は、国民健康保険税税率等の変更です。

基礎分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分の税率について、表の改正後の欄のとおりに改めます。

13ページをお願いします。

3点目となりますが、税率改正に伴う所要の改正を行います。

なお、施行日は令和8年4月1日、適用区分としまして、改正後の御嵩町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については従前の例によります。

なお、14ページから29ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第22号について説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高山由行さん）

議案第23号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 荻曾弘太郎さん。

企画課長（荻曾弘太郎さん）

それでは、議案第23号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書つづりの26ページに条例案を記載しておりますが、資料にて説明いたしますので、資料つづりの30ページを御覧ください。

改正趣旨にありますとおり、企業版ふるさと納税により収受した寄附金の適正な管理及び運用のため、御嵩町基金条例におけるふるさとみたけ応援基金の処分に事業単位で特定のものみに限定されるということを明確に定める必要があることから、改正をするものでございます。

概要の基金への積立てに必要な事項を追加するものとして、ふるさとみたけ応援基金の処分に、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の財源を充てる場合というものを追加するものでございます。

現行の条例におきましても、企業版ふるさと納税により収受した寄附金を一度基金に積み立てて別の年度の事業に充当することは可能でありましたが、企業版ふるさと納税を所管する内閣府から、企業版ふるさと納税を基金へ積み立てて適正な事業へ充当するというをより明確に分かりやすく定義するために概要のとおり条例改正について直接御提案をいただき、それに対応するものでございます。

施行日は公布の日です。

また、資料つづり31、32ページに新旧対照表を付しておりますので、お目通しのほどよろしくをお願いします。

以上で議案第23号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

議長（高山由行さん）

議案第24号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

議案第24号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは27ページになりますが、資料つづりにて説明をさせていただきます。

資料つづりの33ページをお願いいたします。

改正趣旨でございますが、放課後児童クラブの利便性向上を図るため、利用者の要望に応えるとともに、それに見合った料金設定を実施するものです。

次に、概要の1. 利用区分の設定についてを御覧ください。第2条関係です。通年利用、長期休暇利用、通常利用及び延長利用とはどのようなものかという定義を新たに設定いたします。

続いて、2. 開設時間の延長についてです。開設時間の規定につきましては、御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則に定められております。そのため、教育委員会において教育委員会規則の改正手続を行います。

次に、3. 利用に応じた利用料金の設定についてです。第9条関係です。これまで通年利用の場合月額5,000円にて運用してきましたが、利用方法に応じた料金を表のとおり設定いたします。

最後に、4. その他所要の改正についてです。今回の改正に合わせて文言の調整を行います。施行日は令和8年4月1日です。

34ページ、35ページが新旧対照表となりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第24号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行さん）

議案第25号 御嵩町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第26号 御嵩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉子ども課長 瀬瀬泰浩さん。

福祉子ども課長（瀬瀬泰浩さん）

それでは、議案第25号 御嵩町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは29ページですが、資料にて説明いたします。

議案資料の36ページを御覧ください。

制定の趣旨としまして、乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度について、子ども・子育て支援法第54条の2の規定により、乳児等通園支援を行う者はその事業者であることの市町村の確認を受けることとされ、その確認の基準については市町村の条例で定めることとされていることから、本条例を制定するものです。

概要としまして、本町における確認の基準は、内閣府令で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に従い、同様の内容で定めております。

第1章では、総則として事業者が目指す一般原則等を定めております。

第2章では、利用定員や運営に関する基準を定めております。

第3章では、雑則としてその他必要な事項を定めております。

下の事務フロー図にあるとおり、事業者は児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の認可を受けた後、町に対し確認の申請を行います。町は確認の申請に対し審査を行い、本条例に定める基準を満たしていることを確認し、その旨を公示いたします。確認を受けた事業者は、乳児

等通園支援事業の給付対象施設として子供の受入れができるようになります。

施行日は令和8年4月1日となります。

以上で議案第25号の説明を終わります。

続きまして、議案第26号 御嵩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは39ページですが、資料にて説明いたします。

議案資料の37ページを御覧ください。

改正の趣旨は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、必要な改正をするものです。

概要としまして、まず1つ目に、第9条ほか3条において「乳児等通園支援事業者」としてあるものを「乳児等通園支援事業所」に改めます。

2つ目に、第20条において、余裕活用型事業における利用定員の用語の意義を子ども・子育て支援法に定める保育園等の利用定員とし、保育園等の利用定員から在園児数を除いた数を余裕活用型の利用定員として明確化するものです。

3つ目に、特定教育・保育の確保が著しく困難な場所で行う特例保育について、設備及び職員の基準の適用除外を第22条の2として追加するものです。

4つ目に、その他所要の改正を行っております。

施行日は令和8年4月1日からとなります。

資料38ページから40ページに新旧対照表を掲載しておりますので、併せて御確認ください。

以上で議案第26号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高山由行さん）

議案第27号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

住民環境課長 金子文仁さん。

住民環境課長（金子文仁さん）

それでは、議案第27号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案つづりは40ページになりますが、資料にて説明いたしますので、資料つづりの41ページをお願いいたします。

改正の趣旨は、令和8年度より開始するプラスチック資源の一括回収に伴い、一般廃棄物処理手数料の対象となる廃棄物の種類が変更となるため、関係条例の改正を行うものです。

概要といたしましては、令和8年度からはプラスチック製容器包装に製品プラスチックを追

加し、全てのプラスチック製品をプラスチック資源として一括回収することから、第8条の一般廃棄物処理手数料の第1項表中にあります対象となる廃棄物の種類について、「資源ごみ（プラスチック製容器包装に限る。）」としているものを「プラスチック資源ごみ」とするものでございます。

なお、町指定ごみ袋については、令和8年度作製分よりプラスチック資源指定袋への名称変更やデザイン変更を実施いたします。ただし、一括回収開始後も従来のプラスチック製容器包装指定袋も引き続き使用することはできます。

施行日は令和8年4月1日でございます。

42ページ、43ページは新旧対照表になりますので、後ほどお目通しいただきますようお願いをいたします。

以上で、議案第27号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いをいたします。

議長（高山由行さん）

議案第28号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 大久保嘉博さん。

農林課長（大久保嘉博さん）

それでは、議案第28号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

お手元の議案書つづりは41ページになりますが、資料つづりにて説明させていただきますので、資料つづりの44ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、今年度から危険木の伐採に対し町の補助金を交付しておりますが、対象とならない危険木もあり、来年度からそのような木に対しては岐阜県の里山林整備事業費補助金を活用することとしております。岐阜県の補助金の対象は市町村が実施する事業ということで、受益者から分担金を徴収する必要が出てきたことから改正を行うものとなります。

なお、岐阜県の補助金対象となる危険木は、森林地域外で樹高がおおむね10メートル以上、枯損などにより公共性、公益性の高い施設に危険を及ぼすものとなります。

改正の内容は、別表に県単独里山林整備事業を追加、また所要の改正となります。

施行日は令和8年4月1日。

資料45ページから48ページまでには新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第28号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いをいたします。

議長（高山由行さん）

ここで会議運営上、暫時休憩をいたします。休憩時間は1分程度としますので、よろしくお
願いします。

午前11時39分 休憩

午前11時40分 再開

議長（高山由行さん）

休憩を解いて再開をいたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行さん）

日程第6、議案の審議及び採決を行います。

議案第7号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第7号 教育長の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第7号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第8号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題と
します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第8号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第8号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第9号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第9号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第9号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第16号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第15号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

今回の補正予算は年度末調整ということなのですが、特にちょっと大きな減額のあった2項目について説明があったかもしれませんが、聞き逃したかもしれません。それは分かりませんが、質問します。

17ページ、電算管理費で1,500万円の減になっています。この内容について説明をお願いしたい。それから、もう一つが22ページ、児童運営費が1,600万円合計で減額になっています。この内容について簡単に補足をいただければと思います。

以上2点です。お願いします。

議長（高山由行さん）

企画課長 荻曾弘太郎さん。

企画課長（荻曾弘太郎さん）

それでは、補正予算書の17ページの日04電算管理費のことについて御説明をさせていただきます。

こちらは、デジタル庁の重点計画や関連法に基づきまして、自治体の基幹業務システム、いわゆる住民情報であったり、税、福祉などの基幹システムですが、そちらを国が定める標準仕様に合わせて統一、標準化しまして、国が用意する共通基盤で利用可能にするという取組でございます。原則として令和9年度末までに標準仕様に準じたシステムに移行するということがされておりまして。

本町におきましても、令和7年度の移行を目指して業務委託しておりましたが、新システムにおいて不具合というものが散見されまして、そちらの検証が十分に行われない状況が今起こっておりまして、その状態で移行することで住民サービスに支障を来すおそれがあるということから、体制整備等精度の確保を優先しまして本番移行を令和8年度へ延期することとなりました。なお、岐阜県内のほとんどの市町村が同じシステムの事業者を採用しておりますので、同様の状況となっているというふうに聞いております。

予算につきましては本年度減額をしますので、来年度に同規模の委託料を計上させていただいておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（高山由行さん）

2つ目の質問、児童福祉費。

福祉子ども課長 瀨瀬泰浩さん。

福祉子ども課長（瀨瀬泰浩さん）

2つ目の質問にお答えさせていただきます。

児童運営費の減額については大きく2つありまして、1点は会計年度任用職員である保育士の勤務実態による減額、それから負担金、補助及び交付金の民間保育園運営補助金ですが、こちらにつきまして、障害児保育、それから病児保育につきまして対象となる保育士の人数、また看護師の確保の状況によりまして減額ということになっております。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

後のほうで、確保できなかったということで減額になっていると理解してよろしいですか。

議長（高山由行さん）

福祉子ども課長 瀨瀬泰浩さん。

福祉子ども課長（瀨瀬泰浩さん）

看護師につきましては、民間のほうですけれど確保ができなかったというふうに伺っております。

障害児保育につきましては、当初保育士4人で事業を実施するというふうに見込んでおりましたが、実態的には2人で障害児保育ができたということで、その2人分の減額という形になります。

議長（高山由行さん）

そのほか、質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

8ページになりますけれども、債務負担行為の追加の説明がございました。

放課後児童クラブが来年度から延長利用があるということで、それに基づく追加という説明なんですけれども、これは令和6年の12月に債務負担行為を補正で上げておりまして、そのと

きには1億4,140万円上がっておりまして、今の計画が3年間契約ですね、事業者さんとのが1億3,625万円になっておりますので、まだ400万円ほど余裕があるということで、これは地方自治法の214条に基づく債務負担行為の設定だと思うんですけども、財政法上ちょっと私、分からないんで、その辺り、なぜまた新たに追加で設定する必要があるのかがまず1点と、この期間ですが契約と準備があるからという説明があったんですけども、そうすると令和7年度は費用は発生しないんですけども、期間を令和7年度からとすべきではないのかなと、契約を令和7年度にするのであれば、そう思うんですけども、その辺りの見解。

それと、この名称ですけども、以前の債務負担行為1億4,000万円ほどやった分は放課後児童クラブ運営事業とありました。今回放課後児童クラブ運営業務とあるんですけども、この辺りを使い分けておるという理由ですけども、その辺りもちょっとお聞かせください。

以上3点です。お願いします。

議長（高山由行さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、山田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目ですが、当初の債務負担行為につきましては、令和6年度補正予算（第6号）に基づき、令和6年度から令和9年度までの期間として限度額を1億4,140万円の債務負担行為を設定しております。

地方公共団体の契約は必ず予算に基づいて行われる必要があるため、令和6年度の債務負担行為の枠内で契約を締結させていただきました。その後、放課後児童クラブの開設時間を30分延長する必要があることによりまして、令和8年度以降の委託料の増額が必要となり、令和7年度中に契約変更が必要となっている状況でございます。

そういった中で、令和6年度の債務負担行為は令和6年度時点の予算に基づいておりまして、令和7年度以降の変更契約は令和7年度の予算に基づく債務負担行為の設定が必要となるというふうな規定となっております。そのため今回の契約の変更につきましては、必要な金額を令和7年度予算に計上して、改めて債務負担行為の設定を行っているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

続きまして、債務負担行為の期間が今は令和8年度、令和9年度ということにしておりますが、令和7年度からする必要があるんじゃないかということについてでございますが、似たようなことにもなるところがございまして、御指摘の以前の当初の債務負担行為は令和6年度の債務負担行為でございまして令和6年度時点の令和9年度までの予算であり、それに基づいて令和6年度に契約を行うことをいたしました。

令和7年度に変更契約を行う場合は、令和7年度の予算に基づく必要がありまして、令和7年度の予算は既に計上しておりますので改めて所要額を設定し、令和8年度、令和9年度に必要な額を債務負担行為として設定をさせていただいておりますので、債務負担行為の期間につきましては令和8年度、令和9年度のみとさせていただきます。

続いて、名称につきましてですが、令和7年度の債務負担行為の新たに設定をする場合に業務という言葉を使わせていただきました。ここにつきましては、特に名称についての規定のルールというものがございませんでしたので、令和7年度は業務ということで使わせていただきました。

なお、令和8年度の当初予算書において、名称を統一するような形で掲載させていただいております。それにつきましては見やすさとかいうことも踏まえてでございますが、令和7年度の債務負担行為の補正につきましては特別理由があって使い分けているというわけではないので、御承知おきいただければと思います。

議長（高山由行さん）

そのほか、質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

1点だけちょっと教えてください。

補正予算書の24ページですが、農業振興費の補助金のところですが、中山間地域等直接支払交付金事業補助金なんですけど、これは93万6,000円の予算ですが、令和5年度、令和6年度も同額の予算で同額を支出しておったわけですけれども、今回補正で令和7年度につきましては55万6,000円ということでかなりの金額を減額しておりますけれども、この理由をちょっと教えてください。

議長（高山由行さん）

農林課長 大久保嘉博さん。

農林課長（大久保嘉博さん）

こちらにつきましては今まで2団体が活動しておりましたが、令和7年度につきましては1団体がちょっと活動の継続ができないということになりましたので、その部分の交付金を減額しております。

議長（高山由行さん）

そのほか、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第16号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第15号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。再開予定時刻は1時10分にします。

午前11時55分 休憩

午後1時10分 再開

議長（高山由行さん）

休憩を解いて再開いたします。

休憩前に引き続き、議案の審議及び採決を行います。

議長（高山由行さん）

議案第17号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第17号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第18号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第18号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第19号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

すみません、また確認なんですけれども、65ページの一番上にあります基金積立金のほうですが、今回2,000万円を増額して全部で9,500万円ほどになっておるんですけれども、年度末に基金はどのぐらいの残高で繰り越していくという予定でおられますでしょうか。来年度10期計画をつくるということですので、そこで緩和されると思うんですけれども、それをお聞かせください。

それと、この65ページの一番下段のところにございます一般介護予防事業の中の業務委託の2つありまして、上の介護予防把握事業委託料ですけれども、184万8,000円皆減されておられるんですけれども、先ほど説明があったとは思いますが、実際にこの電気使用量を使ったフレイルA I分析ですか、これをどういう結果で終わったのかその中身をちょっと教えていただきたいと思います。あとこれは令和7年度新規事業だったんですけれども、今後も続けていくものなのかどうか、お聞かせください。

議長（高山由行さん）

保険長寿課長 日比野克彦さん。

保険長寿課長（日比野克彦さん）

山田議員の御質問にお答えをいたします。

介護給付基金の年度末残高につきましては、2億7,625万8,865円となる見込みでございます。

議員がおっしゃったように、10期計画の保険料算定の際に基金を取り崩して負担が急激に増えないような使い方をしたいと考えております。

それから、65ページの介護予防把握事業委託料184万8,000円の減額の件であります、中部電力で電力メーターの使用状況からフレイルリスクを分析する事業でありまして、今年度34人の独居の高齢者に利用をしていただきました。電力の使用状況からフレイルリスクが高いという結果が出た場合には包括支援センターから電話をかけたり、また必要に応じて個別訪問を行って健康状態の確認、指導を行ったり、介護予防事業につなげるという想定のものとなりますが、ただ、実際にはリスクが高いという結果が出た人を包括が確認したところ、幸いフレイルに該当する方は見つかっていない状況になっております。

フレイルのリスクのある人が抽出されますので、今後もフレイルの予防改善に向けて一定の効果があると思っておりますので、これは続けていきたいと考えております。

今回全額減額になったんですけれども、これが中部電力が複数の自治体から検知精度に課題があるのではないかという相談を受けまして、中部電力のほうから委託契約ではなくて無償の実証実験に切り替えたいという申出がありまして、令和7年度、令和8年度の2年間につきましては無償で実証実験という形で行わせていただけることになりましたので、来年度も無料で

実施をしたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（高山由行さん）

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第19号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第5号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（高山由行さん）

以上で本日の日程は全部終了しました。

これにて散会といたします。

次の本会議は3月11日に再開しますので、よろしく申し上げます。御苦勞さまでした。

午後1時17分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 清 水 亮 太

署 名 議 員 奥 村 悟